

# 国民年金だより

むつ年金事務所  
☎ 22-2278

## 平成24年10月から後納制度 (国民年金保険料の納期限の延長)が始まります！

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができなくなりましたが、本年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まります。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。(保険料納付や免除などの合計が25年(300月)未満の方は年金を受給することができません。)

### ◆後納制度のメリット

2年以上前の保険料を納めることにより、

- ①将来受け取る年金額が増額！ ②年金の受給資格が得られる可能性があります！

1カ月分の後納保険料を納めることにより老齢基礎年金が増額される目安としては...

$$\frac{786,500 \text{円} \text{ ※平成24年度満額の年金額}}{480 \text{カ月} (40年 \times 12カ月)} \div 1,638 \text{円} (年額) \text{増額}$$

された年金が毎年支給されます。

※延長される10年とは、納めようとする月前10年以内の期間です。

(例)平成14年10月の場合→平成24年10月末となります。

### ◆ご利用いただける方

①20歳以上60歳未満の方	②60歳以上65歳未満の方	③65歳以上の方
10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間をお持ちの方	①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方	年金受給資格がなく任意加入中の方など

※老齢基礎年金を受給している方はお申し込みできません。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただくこととなります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」 0570-011-050 またはお近くの年金事務所へお問合せください。

【お問合せ】むつ年金事務所(国民年金課)  
住民・環境部門 担当：七戸

国民健康保険税(2期)、後期高齢者医療保険料(2期)の納期は、

# 10月1日(月)

です。忘れずに納入しましょう！

※諸事情により、納期ごとの支払いが困難な方は、分割による支払いも可能です。  
お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。